

仕 様 書（企画提案用）

I. 事業の件名

令和元年度予備費訪日外国人旅行者周遊促進事業
「TOKYO WESTSIDE」滞在型コンテンツ造成事業

【対象国】

欧米豪の英語圏国（以下、「対象国」という。）

【主たる誘客ターゲット】

対象国の訪日旅行検討者とする。

【連携先】

高尾山・リニア広域観光拠点地区連絡会

（八王子市・あきる野市・相模原市・大月市・都留市の5市により構成。以下、「連絡会」という。）

II. 事業の概要

1. 事業の目的

2020年に開催予定であった東京オリンピック・パラリンピックを契機に、訪日外国人旅行者、特に欧米豪の訪日旅行検討者の日本への関心は高まってきている。この国際的なビッグイベントによる東京の認知度向上の機会を絶好の好機としてとらえ、八王子市、あきる野市、相模原市、大月市、都留市の5市（以下、「連携先」という。）では、欧米豪の英語圏（以下、「対象国」という。）からの訪日外国人旅行者をターゲットとし、高尾山をはじめとする連携先の自然や、歴史・文化、体験アクティビティなど、連携先の魅力ある観光資源を掲載した「TOKYO WESTSIDE」（平成30年度事業にてプロモーションニング）観光情報ポータルサイト<<https://tokyowestside.com/>>（英語・令和元年度事業で作成。以下、「ポータルサイト」という。）を情報発信基地として、有益かつ利便性の高

い観光情報を発信することで、都心部から多摩地域をはじめとする連携先への地方誘客を目指してきた。

今回の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、観光意欲の減少、各国の渡航制限など、観光産業へ深刻な影響を及ぼすとともに、東京オリンピック・パラリンピックについても翌年に延期されることとなった。しかしながら、現在、訪日旅行が不可能な時期においても、2021年に開催が予定されている東京オリンピック・パラリンピックを見据え、新型コロナウイルス感染症収束後の訪日意欲を喚起し、「将来的な訪日」に繋がるコンテンツの造成および情報発信は重要なものと考えられる。

令和2年度においては、対象国に有効である滞在型コンテンツの企画開発、滞在促進のための広域周遊モデルコースを作成しポータルサイトに掲載、併せてSNSによる情報発信を強化することで、引き続き「TOKYO WESTSIDE」の対象国への認知度向上を図り、新型コロナウイルス感染症収束後の訪日外国人旅行者の周遊および滞在の促進を図る。

2. 事業の内容

- （1）＜事業1＞「TOKYO WESTSIDE」滞在型コンテンツの造成
（事業規模：550万円程度）

① 概要

(ア) 滞在型コンテンツの拡充：

観光庁と日本政府観光局（JNTO）が、欧米豪市場からの訪日促進のための「Enjoy my Japan グローバルキャンペーン」

（URL：https://www.mlit.go.jp/kankocho/news03_000169.html）

で推奨しているテーマの滞在型コンテンツを、外国人有識者の意見を取り入れ企画開発する。

(イ) 広域連携のモデルコースの開発：

対象地域への周遊および滞在を促進するために、連携先を組み合わせた広域連携およびテーマ別のモデルコースを外国人有識者の意見を取り入れ作成する。

(ウ) サブコンテンツの拡充

滞在型コンテンツおよびモデルコースの重要な要素となるサブコンテンツ（宿泊、イベント、食事、温泉等）を拡充する。

※上記、(ア)～(ウ)で造成したコンテンツについては、ポータルサイトに掲載し情報を拡充する。

②制作期間

令和2年（2020年）8月～11月

③サイト掲載時期

令和2年（2020年）11月中

④コンテンツ制作本数

(ア) 滞在型コンテンツ 5（連絡会構成市 各市1）

(イ) 広域連携モデルコース 10（連絡会構成市 各市2以上✕5）

(ウ) サブコンテンツ 5（連絡会構成市 各市1）

(2) <事業2> SNS 広告を活用したポータルサイトプロモーション

（事業規模：55万円程度）

①概要

連絡会運営のSNSアカウント（フェイスブック、インスタグラム）にて、ターゲットに有益となる当該地域の旅マエの観光情報をSNS投稿にて発信、併せてSNS広告の情報発信を行いポータルサイトへ誘導、サイト閲覧数を増大させ、新型コロナウイルス感染症収束後に対象地域への訪日外国人の誘客を促進する。

②実施時期

令和2年（2020年）12月～令和3年（2021年）2月

③投稿本数

5本（連絡会構成市 各市1本）

④広告本数

1本

(3) 【具体的業務内容】

企画提案にあたっては、以下①、②に掲げる業務の内容を踏まえ、実施方法・手順・留意点を含めた業務実施方針を明示した提案を行うこと。

また、JNTO が作成の「外国人旅行者を魅了するウェブサイトの作り方（英語実例集）」を参考に提案を行うこと。

（JNTO HP : <https://www.jnto.go.jp/eng/download/index.html>）

①<事業1>「TOKYO WESTSIDE」滞在型コンテンツの造成

（ア）各事業の企画提案内容

A. 滞在型コンテンツの拡充：

対象国の観光セクターおよび外国人有識者（訪日外国人旅行会社、訪日外国人旅行情報メディア等、以下、「外国人有識者」という。）から、※ポストコロナに対応した訪日旅行のニーズを調査、ヒアリングの上、テーマを明確にした体験型の滞在型コンテンツを各市1コンテンツ以上（合計5コンテンツ以上）提案すること。最終的に掲載するコンテンツは（一社）関東観光広域連携事業推進協議会（以下、「協議会」という。）および連携先と協議の上、決定する。

※ポストコロナ：新型コロナウイルスの影響により、変化した新たな生活様式の旅行スタイル

B. 広域連携のモデルコースの開発：

外国人有識者の意見を取り入れ連絡会構成市を組み合わせたテーマ別の広域連携（連絡会構成市 各市2市以上✕5コース）のモデルコースを10本作成する。対象国のポストコロナのニーズに合うテーマを明確にしたモデルコースを5本以上提案すること。連絡会構成市の組合せについては10本のモデルコース内に連絡会構成市が均等に組み込まれるよう設計すること。またモデルコースに掲載するコンテンツについては<(3)①(ア)>で提案の滞在型コンテンツ、サブコンテンツおよびポータルサイトに掲載のコンテンツを組み入れること。最終的に掲載するコースは協議会および連携先と協議の上、決定する。

C. サブコンテンツの拡充

外国人有識者の意見を取り入れ、対象国のポストコロナのニーズに合うサブコンテンツ（宿泊、イベント、食事、温泉等）を各市1コンテンツ以上（合計5コンテンツ以上）提案すること。また従来の観光情報に加え、安全・安心に関する情報（例：衛生、事前予約、混雑状況、連携先自治体関連情報等）を加えること。安全・安心に関する情報については、公開後も事業履行期間中は、連携先から要望があった場合は掲載の情報の更新を可能とし、その費用は本業務予算に含めること。

最終的に掲載するコンテンツ及び掲載する情報については協議会および連携先と協議の上、決定する。

（イ）言語・翻訳<(3)①(ア)A .B. C. 共通>

A. 英語対応とすること。

B. 掲載コンテンツにおける翻訳については、編集ポリシーとして表記方法の統一を図るとともに、適切な表現となるよう、ネイティブおよび日本語と英語のバイリンガル能力を有する者が、翻訳文章全体の調和等の観点を含めた検証を行い、適宜修正すること。

- C. 固有名詞や単語の修正等、軽微な翻訳修正に対応すること。
 - D. コンテンツの原稿については日本語原稿を作成の上、連携先への確認を行い、連携先の承認後に翻訳を行うこと。
 - E. コンテンツ原稿については協議会および連携先による校正の機会を 2 回以上設けること。
- (ウ) ポータルサイト掲載箇所・デザイン・構成< i) ii) iii) >
- A. サイト掲載箇所
 - 決定したコンテンツについては指定の下記ポータルサイト内に掲載すること。具体的な仕様については受託者特定後に発注者より指示する。ポータルサイト掲載に係る費用は事業費に含めること。
 - i) 滞在型コンテンツ
 - ポータルサイトのメニュー：Special Feature
(URL:<https://tokyowestside.com/special-feature/>)
 - ii) 広域連携のモデルコース
 - ポータルサイトのメニュー：Recommended Route
(URL: <https://tokyowestside.com/recommended-route/>)
 - iii) サブコンテンツ
 - ポータルサイトのメニュー：Category
(URL: <https://tokyowestside.com/category/>)
 - B. 基本的なデザインおよび構成は、具体的なサンプルを提案すること。
 - C. スマートフォンおよびタブレット等、多様な電子機器からのアクセスが可能なレスポンスデザインとすること。特に急増するスマートフォンユーザーへ対応するため、スマートフォンから使いやすい WEB ページにすること。
 - D. 直感的に各観光地の魅力が対象国の訪日旅行検討者に伝わるように、印象的な画像やコピー文で引き付けるような、ビジュアルを重視し、ユーザーフレンドリーなデザインにすること。
- (エ) 掲載コンテンツ< (3) ① (ア) A, C.>の取材およびライティング
- 決定したコンテンツ<A. 滞在型コンテンツ、C. サブコンテンツ>については掲載する写真を含めて現地取材・撮影を原則とする。ただし連携先等から提供が適切と判断した写真についてはこの限りではない。英語を母国語とし、且つ、訪日外国人観光 WEB サイト等でのライティング経験を有するネイティブライターが原稿を制作すること。
- 現地取材および撮影費用は受託者の責任において本業務予算に含めること。
- また、各コンテンツにおける、必要な場合の各施設等の写真等の入手およびその使用許可手続き、また掲載確認については業務委託の範囲とする。なお、新たに撮影した写真等の著作権は、2 次利用も含め協議会および連携先に帰属するものとする。ただし連絡会構成市が所有する写真についてはポータルサイト内での使用に限定する。また、写真等の著作権はポータルサイトが運用されている期間とする。また、使用する写真においては、外国人目線を重視し、より訪日需要喚起を促すものを使用するものとする。

(オ) コンテンツの掲載および仕様について

A. テスト環境

本番公開前に協議会および連携先が掲載コンテンツ内容および動作確認が行えるよう、テスト画面の環境を受託者の責任のもと準備すること。

B. 対応ブラウザ

以下のブラウザに対応すること。

※最新版および対象国で利用頻度の高いバージョンに対応すること。

Google Chrome

Firefox

Safari

Microsoft Edge

Android chrome および mobile safari

(カ) WEB サイト分析

ポータルサイトの効果測定は Google Analytics を利用すること。

掲載の各ページにアクセスログ計測タグを設置すること。

②<事業2> SNS 広告を活用したポータルサイトプロモーション

(ア) ポータルサイトへの集客を図るため、対象国にリーチするための SNS 投稿および SNS 広告を活用したプロモーション手法を提案すること。なお、広告手法の選定理由を含めて提案すること。また、提案者独自の広告手法など、差別化できる点があれば提案に盛り込むこと。

(イ) 広告の誘導先は、ポータルサイトとする。

(ウ) SNS 投稿内容については、協議会および連携先による校正の機会を2回以上設けること。

(エ) 広告の表示回数、クリック数、クリック率等の広告からポータルサイトへ流入する際の数値、SNS リーチ数の PR 効果を毎月1回程度、協議会および連携先に報告すること。また、必要に応じその結果に応じた改善策を実施すること。

(オ) オンライン広告に係る費用は、提案の広告手法に対して、ターゲットとする国ごとに按分を行い、事前に協議会および連携先と調整の上で決定すること。

(カ) 実施時期については、対象国の新型コロナウイルス感染症の感染拡大と渡航制限等の状況を踏まえ、適切な時期を理由と共に提案すること。具体的な期日について協議会および連携先と協議の上、決定すること。

(キ) 掲載期間や広告表示回数等の広告効果を明確にすること。

(ク) 上記に加えて、事業目的を達成するために、より効果を上げる企画があれば提案を行うこと。

(ケ) 情報発信に際してのリスクマネジメントに対応した投稿文例を提案すること。

(コ) 世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大と渡航制限等の状況を踏まえ、情報発信のスタンスに十分な留意を行うこと。発信にあたっては、他国・

他都市の観光セクターによる発信動向や最新トレンドを注視しながら、発信内容を検討すること。発信にあたってはその方針について協議会および連携先から承認を受けること。

3. その他留意事項

- (1) 各事業において、運営、管理、庶務を行うこと。
- (2) 事業の実施記録については、カメラ等を用いて記録を行うこと。
- (3) 本事業において重要な役割を果たす優れた経験および能力を有する予定担当者を明確にし、常態的に協議会および連携先との連絡調整等を密に行えるものであること。
- (4) 本事業は、協議会および連携先と十分な協議を行いながら事業を進めることとし、作業内容および本仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度協議会および連携先と協議の上、その指示に従い作業を進めること。また、協議会および連携先は、作業期間中いつでもその作業状況の報告(報告書の作成を含む)を求めることができるものとする。なお、本仕様書に定めのない事項については、その都度協議の上対応するものとする。
- (5) 本業務で発生した制作物等の著作権は協議会および連携先に帰属する。
- (6) 本業務で取り扱うこととなる個人情報の管理は適正に実施すること。
- (7) 成果物に重大な瑕疵があった場合は、原因者において、回収、修正、再制作等必要な措置を講じること。
- (8) 緊急時の連絡体制を構築し、必要に応じて関係者と情報を共有すること。
- (9) 受託者は各事業の提案および実行など、すべての段階において、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大と渡航制限の状況を踏まえ、対象国の観光セクターによる発信動向を注視し、その時に最適と考える新型コロナウイルス感染症への配慮を活動に盛り込むこと。なお、新型コロナウイルス感染症に伴う対応は、提案段階や、提案を採択した段階に定義されていなかったものも協議会および連携先から要望できるものとし、受託者はできる限り、その要望に対応するものとする。

Ⅲ. 効果測定および成果物

1. 効果測定の実施

下記を各事業の目標および成果指標とする。

- (1) <事業1> 「TOKYO WESTSIDE」滞在型コンテンツの造成
滞在型コンテンツ数 5 サブコンテンツ数 5 <合計>10
モデルコース作成コース数 10
ポータルサイト(年間)5万PV ユニークユーザー数 5千UU
- (2) <事業2> SNS 広告を活用したポータルサイトプロモーション
SNS 投稿回数 5回 媒体接触者数 1万

2. 成果物の作成

(1) 提出物

- ①本事業実施報告書および効果測定書(A4 カラー冊子、30 頁程度(報告書 15

頁、効果測定書 15 頁程度))

協議会 2 部 連携先 各 1 部 合計 7 部

② 本事業実施報告書および効果測定書電子データ (報告書等を記録した電子媒体)

協議会 2 枚 連携先 各 1 枚 合計 7 枚

(電子媒体は CD 又は DVD とし、Microsoft Word2013、Microsoft Excel2013、Power Point2013 において編集可能ないずれかのファイル形式および PDF 形式の両方で保存するものとする。)

③ 事業の概要を A4 版カラー 1 枚に簡潔にまとめた電子データ

④ 成果現物

制作した WEB ページの写真、HTML の電子データ

協議会 2 枚 連携先 各 1 枚 合計 7 枚

(電子媒体は CD 又は DVD とし、Microsoft Word2013、Microsoft Excel2013、Power Point2013 において編集可能ないずれかのファイル形式および PDF 形式の両方で保存するものとする。)

(2) 提出期限

① 本事業実施報告書および効果測定書

…令和 3 年 (2021 年) 2 月 26 日 (金)

② 本事業実施報告書および効果測定書電子データ記録媒体

…令和 3 年 (2021 年) 2 月 26 日 (金)

③ 事業概要電子データ

…令和 3 年 (2021 年) 2 月 26 日 (金)

④ 成果現物 (コンテンツの電子データ)

…令和 3 年 (2021 年) 2 月 26 日 (金)

(3) 提出先

神奈川県横浜市港北区新横浜 2-13-4

一般社団法人 関東観光広域連携事業推進協議会および連携先の指定する場所